

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年7月21日開催 日本損害保険協会]

1. ビジネスモデル対話について

- 自動車保険市場縮小等の中長期的な事業環境変化への対応等の観点から、中期経営計画をベースに大手保険会社だけでなく中堅社とも対話を実施した。
- 大手3グループは、10年先・20年先の事業環境変化を見据えたシミュレーションを実施してその影響を確認したうえで、テクノロジーの活用を中心に収益源を多様化して経営のレジリエンスを高める方策を検討し、現中計に反映していることを確認した。具体的な確認事例は、次のとおり。
 - ・ 国内事業では、データを活用した商品開発、保険周辺サービスの開発・提供によるフィービジネスの強化、プラットフォーム等の新たな販売チャネルの創設等への取組み
 - ・ 積極展開してきた海外事業では、今後も成長ドライバーと位置付け、事業投資と既存事業の強化などを柱として、経営資源を積極的に投入することにより、一層の収益拡大を志向
- 自動車保険市場縮小の影響自体も本格的に表れるのは次期中計以降になると見込まれる。経営陣がこうした事業環境の変化に対する認識を深めるためのプロセスが重要となる。
- 大手3グループの取組みのうち、データビジネスは実現までに時間を要するものが多い。有用なデータをいかに収集・統合・分析してそれを商品・サービスとして具体化できるか、ニーズ掘り起し型の商品・サービスが顧客ニーズとうまく合致して収益源となりうるのか、リスクの高い顧客を招いて逆選択型の商品にならないか、などの課題がある。
- 中堅社は、自動車保険市場縮小など中長期的な事業環境の変化を認識している。しかしながら、現中計の期間においては大きな影響はない、一部の会社はポートフォリオに占める自動車保険のウェイトが低い等の理由から、足

元の課題に取り組み、中長期的な観点での検討が十分に行われていないのが実態である。

- 自動車保険市場縮小により、自動車保険市場のみならず、各社が取り組もうとしている他の市場でも競争が激しくなることも想定される。自社の事業規模・事業特性を踏まえ、事業環境の変化にどのように対応していくのか、中長期的な視点で経営戦略を策定・実施していく必要性が高まっている。
- 2022 事務年度においても本ビジネスモデル対話を継続していくことで、各社における取組みの高度化に繋げていただきたい。

2. グループガバナンスについて

- 金融庁として、「2021 年保険モニタリングレポート」において、グループガバナンスを有効に機能させるための7つの要素を提示したが、2021 事務年度は、これに基づく有効なグループガバナンス態勢が整備・運用されているか、各大手保険グループと対話してきた。
- その結果、各グループにおいて、これまでの数年にわたる金融庁との対話を踏まえ、グループガバナンスの実効性の向上を図るべく、取組みは進展しており、例えば、
 - ・ 日本の本社において、海外拠点の事業計画からその実績まで実態の把握に努めており、仮に海外拠点にリソースや知見等の不足が認められた場合は、現場の具体的なオペレーションも含めて踏み込んだ関与を実施している事例
 - ・ 本社各部が主催する専門領域別の会議等に海外拠点も参加させることで本社各部と海外拠点間の直接のコミュニケーションが増加したことにより、各海外拠点の事業運営の透明性の向上、意思伝達・決定の迅速化が図られた事例
 - ・ IT 投資を行ってグループ共通のレポートシステムを導入し、各海外拠点から統括会社への承認申請や報告状況を一元管理するシステムを構築、その際に本社においても同じタイミングで把握可能とすることでガバ

ナンス強化を図っている事例

といった取組みが見られ、グループガバナンスの高度化に向けた取組みを継続的に進めている状況が確認された。

- 一方、各グループとも様々な課題は残っており、業務上関連性の高い海外子会社間の業務連携や役割分担について、グループ戦略に基づき、日本本社が事前調整を行うべきところ、本社の調整機能が十分でないため、海外子会社間の合意に至らずグループ戦略の見直しに至った事例などが見られた。
- モニタリングで把握したこれらの課題の一部については、6月に開催したIAIGsを対象とした監督カレッジにおいて海外当局とも共有し、フィードバックレターを各グループに送付した。
- 引き続き、各グループにおいては、海外事業戦略とそれに応じた有効なグループガバナンス態勢のあり方を改めて検討・整理し、更なる高度化に向けた取組みをお願いしたい。2022 事務年度においては、海外事業戦略を聴取しつつ、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながら各社が抱えるガバナンス上の課題を中心にフォローアップをしていきたい。

3. 公的保険制度を踏まえた保険募集について

- 保険募集を行うに当たっては、顧客が自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解しつつ、その意向に保険契約の内容が対応しているかが重要である。この点、顧客が自らの抱えるリスクを理解するためには、公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、公的保険による保障についての情報提供を適切に行う必要があると考える。
- こうした観点で、金融庁は2021年12月28日に監督指針を改正した。その後、各社が取り組んできた募集人教育や説明等の取組みの事例の収集などを目的にアンケートを実施したほか、一部の社と対話した。
- 具体的には、個々の顧客のニーズに応じた保険募集が行われているか、という観点から、公的保険による保障額の提示も含めて、募集人教育や、顧客への説明の仕方、さらには実際に現場で適切な保険募集がなされることを確

保するための仕組みづくりがどうなっているかを対話した。一律の正解があるものではないと考えられるが、参考になると思われる気付きの点は次のとおり。

《募集人教育》

- ・ 募集人登録に際し日本損害保険協会が実施している「損保一般試験」のテキストに公的保険に関する解説が記載されているほか、その後の各社における教育においても代理店への研修資料の提供や募集人への研修を実施しているなど、半数程度の会社は、募集人教育について何らかの取組みを実施していた。

《説明》

- ・ 団体向け医療保険において加入勧奨時に従業員向け説明会の実施や、パンフレットにおいて高額療養費制度を解説しており、かつ、顧客が同制度でカバーされない範囲を理解しやすいように解説の配置や内容を工夫しているような事例もあった。
 - ・ 現在取組みのない社についても、今後、パンフレットへの公的保険制度の説明の追加を検討しているといった回答があり、協会もこうした取組みを促すために商品ガイドラインの改訂を実施したものと承知している。
 - ・ 現場で公的保険制度の説明が適切に行われていることを確保するための仕組みについては、損害保険会社では特段の取組みは見られなかったが、一部の社においては検討中との回答があった。
- 各社におかれては、販売している公的保険と関連する商品の特性や販売実績、例えば、損害保険会社が販売する団体向け医療保険については、加入する被保険者に直接説明する機会がない場合も少なくないという特性を踏まえ、創意工夫のもとで、公的保険制度についてどのような情報提供のあり方が適切なのか、引き続き検討を継続していただきたい。
- 金融庁としても、各社においてどのような取組みが行われているのか、引き続き対話していきたい。については、2022 事務年度も損害保険会社各社の取組状況についてアンケートや対話を実施することを考えているので、今後も協力いただきたい。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策について

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策については、金融庁ガイドラインで対応を求めている事項に係る対応を 2024 年 3 月末までに完了させ、態勢を整備するよう 2021 年 4 月に要請している。2021 事務年度は、大手保険会社を対象にマネロン等対策に係る態勢整備状況についてモニタリングを実施した。
- その結果、各社とも犯罪収益移転防止法や金融庁ガイドライン等を踏まえて、態勢整備を進めている状況が確認できたものの、より一層の高度化が必要と考えられる事項も確認した。具体的には次のとおり。

《海上保険における制裁対応について》

- ・ 海上保険の引受けにおいては、イラン、北朝鮮等の制裁対象国との直接の取引のみならず、制裁対象国との取引ではなくても、いわゆる「瀬取り」の形態による物流に係る海上保険を引き受ける可能性があることから、テロ資金供与・拡散金融に、間接的にはあるが関与するリスクがあると考えられる。各社とも船舶等に関するデータベースを整備して制裁対象に該当していないかのスクリーニングをする、AIS（自動船舶識別装置）などのシステムを活用して船舶の運行状況をモニタリングするなどの取り組みを行っていることが確認できたが、引き続き、データベースの精度向上や運行状況のモニタリングの高度化に取り組んでいただきたい。

《現金取引について》

- ・ 保険料の収納や保険金の支払い等について、銀行等の口座を介さずに現金で取引する場合は、入出金前後の資金の動きを追うことが困難になる。また、実際に現金で銀行等に入金される際に、外形上は保険会社と契約者との正当な取引に見えてしまうことによって銀行等によるチェックをすり抜けてしまうリスクがあるなど、マネロンリスクが高まると考えられる。
- ・ 損害保険会社においては、代理店経由で保険料の収納が可能なため、現金取引の取り扱いを含め代理店の管理が重要である。こうした中、各社と

も現金による取引を原則禁止とし、キャッシュレス化を進めている一方で、代理店が例外的に現金を取り扱った取引について、合理的な理由であるかの確認を行っていない社が見られた。大手保険会社以外の社においてもキャッシュレス化に取り組んでいるところと思うが、各社とも、金銭事故防止の観点も含めて、引き続きキャッシュレス化を推進していただきたい。

《反社会的勢力への対応について》

- ・ 厳格な顧客管理（EDD: Enhanced Due Diligence）が求められる顧客属性の管理は極めて重要である。こうした中、各社とも反社会的勢力に係るデータベースを整備し、取引時や契約期間中のスクリーニングを通じて対応を図っていたが、一部の商品において取引時のスクリーニングを実施していない社があったほか、データベースで反社該当の有無を検索する際の精度について、改善の余地がある事例も確認した。
- 2022 事務年度は大手保険会社以外の保険会社に対しても、順次、マネロン等対策に係るモニタリングを実施していく。上記の点も踏まえつつ、引き続き体制整備を進めていただきたい。

5. 保険会社に係る新たな健全性政策の暫定決定について

- 6月30日、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」と題する文書を公表した。暫定決定の公表にあたっては、協会からも数多くの貴重な意見をいただき感謝申し上げる。
- 本暫定決定では、2025年の新規制導入を円滑に進める観点から、
- ・ 新規制導入に向けたタイムラインや国内新規制と ICS との関係の整理といった「第1の柱に関する制度の枠組み」、
 - ・ 経済価値ベースでの保険負債や各リスクの計算方法といった「第1の柱における標準モデル」及び
 - ・ 経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）の適切性を確保するための保険会社の内部検証態勢や外部専門家の活用の方角性といった「ESRに関する検証の枠組み」

等、新規制の基本的な内容について整理した。

- なお、金融庁での今後の検討に活用する観点から、暫定決定文書は金融庁のウェブサイトにおいて公開の上、意見募集を行っており、適宜意見を提出いただきたい。
- この時期に暫定決定を行った趣旨は、保険会社における準備期間を考慮したものであり、保険会社各社におかれては、暫定決定の内容を踏まえ、社内の態勢整備に着実に取り組んでいただきたい。
- 金融庁では、今後も引き続き、新たな制度への円滑な移行に万全を期す観点からフィールドテストを実施し、その分析結果等を踏まえ、リスク係数や仕様に係る技術的な調整等について検討していく。
また、その検討に当たっては、保険業界とも議論し、議論の成果については、必要に応じて、ICS 等の国際的な議論にも反映させていきたいと考えているので、引き続き協力いただきたい。

6. 内部監査モニタリング結果について

- 大手保険会社に対しては、近年、グローバルな業務展開や業務の複雑化等が進展し、内部監査の対象も拡大していることなどを踏まえ、グローバル内部監査態勢の整備・高度化について継続的に対話を実施してきた。
- 2021 事務年度は、これまでのモニタリングで確認された課題のフォローアップに加え、内部監査リソースの配賦状況等に着目したモニタリングを実施した。
- 損害保険会社各社については、海外ビジネスの拡大に応じて、主要な海外拠点に対する管理の枠組みを整備・拡充してきており、近年は、監査手法の標準化や、グループ共通の内部監査システムを導入するなど、グループベースでの監査品質の確保・高度化の取組みを進めていることを確認した。
- しかしながら、これらの取組は緒についたばかりであると承知しており、例えば、内部監査システムについては、海外拠点に対してその活用方法の理解等を進めてもらう段階にあり、当該取組が実効性を伴って浸透していると

は言い難い実態にある会社も確認した。

- また、内部監査リソースの配賦状況を見ると、各社とも、本社から海外拠点を、その経営陣も含めて統制するために必要な能力・経験を持つ人材の確保・育成に課題があるほか、外部環境の変化も踏まえつつ IT やサイバーといった特定専門分野に関する人材の確保にも課題がある。
- 引き続き、経営陣がこれらの課題をあらためて認識し、さらなる内部監査態勢の高度化に取り組むことが必要である。

7. 足元の金融環境の変化に対する保険会社の資産運用の状況及びリスク管理について

- このところ、米欧の金融政策が転換する中で、緩和的な金融政策を前提として動いてきた世界経済や市場が、今後どのように調整されるのか、動向を注視していく必要がある。
- 我が国において低金利環境が継続する間、損害保険会社においては、外国証券での運用を増加させてきたものと承知しているが、金融環境の変化が、マクロ経済ひいては保険会社自身に及ぼす様々な影響についてフォワードルッキングに分析し、適切なリスク管理を行うことが重要である。
- また、米欧の金融政策が転換する中で、一般論として、金融緩和局面における市場運用の考え方・戦略・実務が、金融引締め局面において必ずしも有効でない可能性も考えられることから、局面の転換を踏まえた考え方等について、予断を持つことなく意見交換していきたい。

8. 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しについて

- 2021 事務年度においても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、金融業界における見直しの進捗状況や取組事例、引き続きの課題等についてフォローアップを行い、今般（6月24日）、その結果概要を公表した。

- 業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しについては、法令等の規制に基づく手続とは異なり、業界全体での積極的な対応や各金融機関の創意工夫等を通じた継続的な取組みが不可欠である。
- 協会においては、こうした認識の下、具体的な期間を設けて、業界慣行における書面・押印・対面手続の見直しに向けて取り組むべき事項を策定し、その具体的な進捗状況を定期的に確認すること等を通じて、その着実な進展を図ることが期待される。
- 具体的な取組事項の検討に際しては、
 - ・ オンライン手続の利用状況の把握・分析を踏まえた利用率向上の検討
 - ・ 各社における課題や取組事例の実質的な共有
 - ・ オンライン手続における公的個人認証サービスの活用を含めた各種手続の更なる電子化の促進

といった、結果概要で示された今後の主なフォローアップのポイントを参照いただきたい。

9. 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」

改訂について

- 「マネロンガイドラインに関するよくある質問 (FAQ)」については、金融機関からいろいろな意見・質問が寄せられており、特に質問の多かった部分の考え方を明確に示すべく、FAQ の改訂案を、5月に各協会に送付し、意見やコメントを募集した。
- 改定案に関して、協会から多数の貴重な意見等をいただいた。
- 現在、いただいた意見等について精査を行っており、後日回答予定。また、いただいた意見等も踏まえ再度検討した改訂版 FAQ を近日中に公表する予定。

10. 顧客本位の業務運営について

- 6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
 - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
 - ・ 多くの販売会社においては、販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
 - ・ また、外貨建て一時払い保険については、引き続き、相応の販売が行われている中、預金との誤認や商品・リスク説明不足などを要因とした苦情が寄せられている。

といった点も指摘している。

保険会社におかれては、顧客本位の観点のみならず、コンプライアンス（コンダクト）・リスク管理の観点からも態勢整備に努めていただきたい。

- 今後のモニタリングの主要な観点としては、
 - ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
 - ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているかといった点を考えている。引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

11. 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスクについて

- 金融庁では、金融機関の基幹系システムについて、開発・運用に要する過大なコストを抑えつつ、迅速な更改や外部サービスとの機動的な接続等が実現可能となるよう、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置し、金融機関の先進的な取組みを後押ししてきた。

- 保険業界については、2020年6月より、2号案件として「第一生命保険」の支援を行っており、2022年5月には、支援終了に伴う最終報告書を公表している。
- 金融庁としては、2021年11月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」の機能を拡充し、「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」と刷新する等、引き続き、デジタルイノベーションを通じた金融サービスの高度化・利用者利便の向上を図りたいと考えている。各保険会社におかれては、システムに関する先進的な取組みを検討される際には、併せて本デスクの活用も検討いただきたい。

12. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 脱炭素や「新しい資本主義」の実現などが大きな課題となる中で、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）の推進が不可欠となっており、金融庁としても重要テーマとして施策を進めてきたところ。
- 7月13日に、サステナブルファイナンスの推進に係る過去1年の施策の進捗、更なる課題と対応の方向性を取りまとめた「金融庁サステナブルファイナンス有識者会議」の「第二次報告書」を公表した。
- 第二次報告書の概要には、
 - ・ 「**企業開示の充実**」として、6月、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループで、有価証券報告書にサステナビリティ開示の欄を設ける旨の提言を取りまとめており、今後、速やかに関係府令等の整備を進めていくべきこと
 - ・ 「**市場機能の発揮**」として、例えば、企業のESGの取組みを評価するESG評価機関について、評価の公平性等を確保するための「ESG評価機関の行動規範」の案を7月12日に公表しており、評価機関に賛同を求め実施を促していくべきこと
 - ・ 「**金融機関の投融資先支援とリスク管理**」について、7月12日に、金融

機関向けの気候変動対応の「ガイダンス」を策定・公表しており、今後、金融機関等によるリスク管理の取組みの深化や顧客事業者との対話が重要となること

といった内容を盛り込んでいる。「第二次報告書」等の策定に当たっては、協会からも意見をいただき、御礼申し上げます。

○ 損害保険会社については、

- ・ まず、災害の激甚化・頻発化といった物理的リスクへの対応において重要な役割が期待される。この点の重要性は先ほどの「第二次報告書」にも記載されている。
- ・ また、「ガイダンス」においては、
 - 保険会社は、保険サービスの提供を通じたリスクの分散による顧客の経済損失の軽減に寄与するだけでなく、顧客との防災・減災支援やリスクの管理に関するコンサルティング機能の発揮が期待される。
 - こうした機能発揮の前提として、保険会社自身における、気候変動等に伴うリスクの適切な把握や管理が重要となる。
 - このような損害保険会社のビジネスモデルのあり方が、気候変動対応や自然災害に係る社会全体の強靱性（レジリエンス）の強化を促す役割を果たす。

といった趣旨が記載されている。

○ こうした各社に期待される役割は、それぞれの保険ビジネスの根幹をなすものであり、各社におかれても、既に足元で、保険会社としての強みを生かした様々なサービスを提供されているものと承知。

○ 引き続き、これら「報告書」や「ガイダンス」なども参考していただきつつ、各社の取組みを更に進めていただくとともに、可能な限り、それらの過程で得られた成果や課題、あるいは優良事例等を金融庁にも共有していただき、金融庁からもそうした事例等を還元するなど、企業支援を含めた横断的な取組みについて、連携を図っていきたい。

13. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 7月 15 日から 16 日にかけて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、世界経済や金融セクターに関する論点等が議論された。今後、10 月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11 月に首脳会議が開催される予定。
- 今回の会合後には、議長国インドネシアから、会議における各国の意見や広く支持を得た内容をまとめた「G20 議長サマリー」が公表された。主なポイントは次のとおり。
 - ・ サステナブルファイナンスについては、傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）を中心に議論が進展していることが歓迎された。SFWG では、トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みや、金融機関のネットゼロに向けたコミットメントの信頼性向上に関する作業が続けられており、10 月の大臣総裁会議に報告される予定。
 - ・ 金融規制やシステムに関する論点については、暗号資産に対する強固な規制・監督に向けた金融安定理事会（FSB）の進行中の作業が歓迎された。作業の結果は、10 月の G20 大臣総裁会議に報告される予定。また、FATF（金融活動作業部会）の暗号資産に関する基準、特にトラベルルールを効果的に実施することが支持されている。

14. FATF における動向について

- 2022 年 6 月、金融庁の羽渕国際政策管理官が、FATF 基準改訂等を担当する部会の共同議長に指名された。共同議長職への就任は、①我が国の実情や考え方を国際的な議論に反映する、②世界の議論を我が国のマネロン等対策の向上に繋げるという観点から重要な進展である。引き続き、金融機関と緊密に連携したい。

15. 6月 IAIS 執行委員会合等の結果について

- 保険監督者国際機構（IAIS）が6月15日に執行委員会合を、16日から17日にグローバルセミナーをクロアチア・ドブロブニクにて開催した。その結果概要は次の通り。
- IAIS 執行委員会合では、国際資本基準（ICS Version 2.0）と米国主導で開発されているグループベースの資本計算手法の合算手法（Aggregation Method）との比較可能性基準に係る市中協議文書が合意され、6月15日に公表された。コメントの期限は8月15日であり、特に①ICSとAMの経済・金融環境に対する感応度を分析するためのシナリオや、②比較可能性評価に用いるサンプルの代表性を判断するための分析の適切性について、市中への問が設けられている。また、IAISの説明文書の中では、比較可能性評価の手法・プロセス・ガバナンスについても簡単に記載されている。
- IAIS 執行委員会合に続いて開催されたグローバルセミナーでは、IAISの足元の作業状況や戦略的に取り組むべきテーマが取り上げられ、具体的には、気候変動、デジタル化、サイバーリスク、システミックリスクに関する包括的枠組み（HF）及びICS・比較可能性評価について、民間参加者も交えた形で活発な議論が行われた。

（以上）